

令和 7 年度

田野町浄化槽設置整備事業公募について

合併処理浄化槽を設置される方へ補助金を交付します！

当町では、合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と生活環境の保全を目的として、浄化槽の設置者に補助金を交付する事業を実施しています。

ぜひ、この補助制度をご利用いただき、環境にやさしい浄化槽の設置にご協力をお願いします。

1. 補助対象となる区域

○町内全域

2. 補助の対象者

○補助対象区域内において、住宅の用途に供する合併処理浄化槽を設置する方

- ・新築（家屋を新たに建築するもの）
- ・改築（家庭排水箇所のみを改築するもので、汲み取り式及び単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換するもの）
- ・災害により必要となった家屋の建て替えに伴い設置する場合、災害により故障した浄化槽の更新または改築をする場合などの災害復旧対応に資する場合

注意：次のような場合は、補助を受けられません。

- ①浄化槽法及び建築基準法に基づく確認を受けずに設置する方
- ②住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方
- ③販売目的で合併処理浄化槽付住宅等を建築（改築を含む）する方
- ④浄化槽法に違反した行為があつて 2 年を経過しない方で、同法上の権限を有する行政官から補助対象としないよう要請があつた方
- ⑤店舗等との併用住宅の床面積が 2 分の 1 未満のものを設置する方
- ⑥汚水処理未普及解消につながらないと判断された場合
- ⑦町税及び県税等全般に滞納がある者

3. 補助金額

○合併処理浄化槽の本体設置に要する費用とし、下表に定める額を限度とします。

人槽区分	補助限度額
5 人槽	332,000 円
6 ～ 7 人槽	414,000 円
単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換工事に伴う既設槽の撤去費用	120,000 円
単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換工事に伴う宅内配管の工事費用	300,000 円

4. 申込期間

○令和 7 年 6 月 2 日（月）から受付開始

【留意事項】

※申込件数が年間予定申込件数もしくは、年間予算額に達した場合は、以下の期間に関わらず受付を締切りますのでご了承ください。

※設置工事着工後、並びに完了後の申請は、補助対象になりません。必ず、着工前に申請し補助金交付決定通知が出た後に、設置工事に取りかかってください。

※設置工事を完了すると、完了後1カ月以内または年度末の3月31日より早い日までに実績報告を行うこと。

5. 手続きの流れ

●補助金交付申請書の提出

設置業者と工事契約を締結した後、申請書に図面や見積書等の必要書類を添付し、役場窓口へ提出します。

●補助金交付決定通知

提出された申請書類の審査後、補助金交付決定通知を浄化槽設置者へ送付します。

●工事開始

補助金交付決定通知がされたのを確認後、設置工事を開始してください。

●実績報告書の提出

工事完了後1カ月以内または当該年度の3月31日より早い日までに、実績報告書に浄化槽の保守点検・清掃業者や委託契約書、工事写真等の必要書類を添付し、役場窓口へ提出します。

●補助金交付額確定通知

提出された実績報告書の審査後、補助金交付額確定通知書を浄化槽設置者へ送付します。

●補助金の請求

補助金交付額確定通知書を受けた後に、補助金交付請求書により補助金の請求をしてください。

●補助金の交付

請求書受理後、約1カ月以内に指定口座に振り込みします。

★申請時の注意事項

※手続きには、専門的な書類の提出も必要になりますので、事前に施工業者とご相談のうえ、申請してください。

※下記のような事例があった場合は、交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

- 1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- 2) 補助金を他の用途に使用したとき
- 3) 補助金交付の条件に違反したとき

◎お申込について・お問い合わせ先◎

補助件数には限りがございます。なお、申込件数が年間予定申込件数もしくは、年間予算額に達した場合は、申込期間に関わらず受付を締切りますのでご了承ください。

【受付場所】 田野町役場 産業建設課 ☎38-2813



田 野 町